

小売業における労働災害防止のポイント
～安全で安心な職場をつくるために～

松山労働基準監督署

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

計画の数値目標

平成24年と比較して、平成29年までに

死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者の数を15%以上減少させる

労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる

	H19	第11次労働災害防止計画					第12次労働災害防止計画
		H20	H21	H22	H23	H24	H25～H29目標
死亡者数 (松山署)	6	7	3	4	5	6	5以下に減少させる
死傷者数 (松山署)	610	639	488	569	576	583	495以下に減少させる

重点施策

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点とする業種別労働災害防止対策

- ・労働災害件数を減少させるための重点業種対策

第三次産業対策（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）

道路貨物運送業対策

- ・重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策（建設業、製造業）

重点とする健康確保・職業性疾病対策

- ・メンタルヘルス対策
- ・過重労働対策
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・腰痛・熱中症予防対策
- ・受動喫煙防止対策
- ・電離放射線障害防止対策(愛媛独自重点)

業種横断的な取組

- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・高年齢労働者対策
- ・非正規労働者対策

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

4 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

現状と課題

第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店において労働災害が増えています。特に「転倒災害」の割合が高く、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要です。

小売業に対する集中的取組

**【目標】労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる
(H29/H24比)**

大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

・労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にもつながるという観点からの労働災害防止意識の浸透・向上

バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・危険個所の見える化、リスクアセスメント、KY（危険予知）活動等による危険低減
- ・安全管理の好事例を基に、経営や業務管理に安全管理を盛り込んだモデルの作成
- ・作業性、安全性、経済性に優れた保護具や安全装置の開発を促進

労働安全衛生法第1条(目的)

この法律は、労働基準法と相まって、
労働災害防止のための
危害防止基準の確立、
責任体制の明確化及び
自主的活動の促進の措置を講ずる等
その防止に関する総合的な対策を推進
することにより職場における
労働者の安全と健康を確保するとともに、
快適職場環境の形成を促進することを目的と
する。

安全衛生管理の基本

1 事業者の責務等

- **事業者による基本的責務 (安衛法第3条)**
事業者は、法定の最低基準を守るだけでなく、積極的に労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

「労働者」にはパートタイマーやアルバイト、契約社員、派遣社員も含まれる。
- **労働者による遵守 (安衛法第4条)**
労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守らなければならない。

安全衛生管理の基本

2 安全衛生管理体制の整備

- **管理者の選任**

事業場の業種・規模に応じて担当者を選任
安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者

- **委員会の設置**

安全衛生に関する審議を行い、意見を聞く場(定期開催)

事業場における
安全衛生管理の基本となるもの！

安全衛生管理の基本

3 危険防止措置

- 危険又は健康障害防止措置
(安衛法第20条～)
施設、設備、機械の危険防止措置
(転倒災害防止、4S活動など)
健康障害を防止措置
- 危険有害性の調査等(安衛法第28条の2)
リスクアセスメントによる先取りの安全対策

安全衛生管理の基本

4 教育の実施

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育
作業手順、マニュアルの作成
- 定期的な安全衛生教育
安全大会等による意識高揚
- 特別教育(危険有害業務)
フォークリフトの運転(積載荷重1トン未満)など

安全衛生管理の基本

5 健康保持増進の措置

- **健康診断の実施と事後措置**
定期健康診断(1年に1回)、深夜業など(6月に1回)
異常所見者に対し医師意見聴取
- **過重労働対策**
労働時間の短縮
長時間労働者に対する医師の面接指導
- **メンタルヘルス対策**
こころの健康づくり計画
メンタルヘルス対策支援センターの活用

労働災害発生状況が事業者にもたらすもの

刑事上の責任

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任や安全
配慮義務違反による損害
賠償

労働災害

∥

大きな損害 の発生

行政上の責任

作業停止・使用停止等
の行政処分

補償上の責任

労働基準法及び労働
者災害補償保険法に
よる補償

社会的な責任

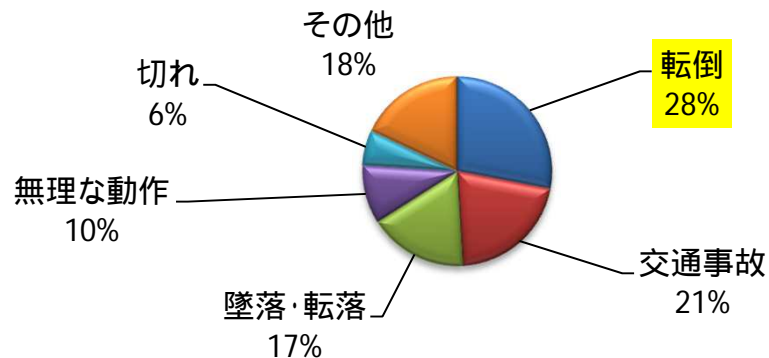
企業の信用低下
存在基盤の喪失

労働災害発生状況(死傷災害)

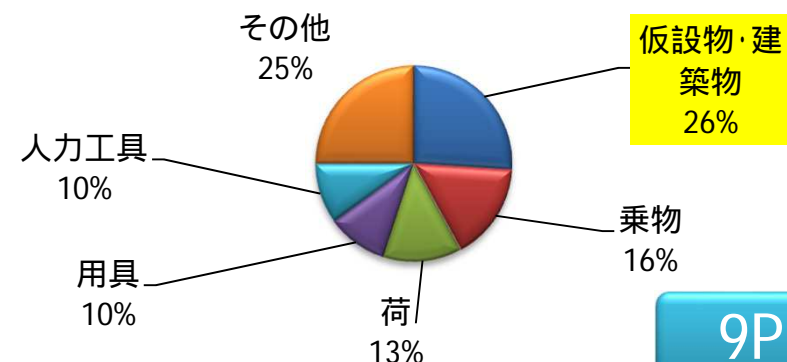
最近の労働災害の発生状況(主な業種別) (出典:労働者死傷病報告) (単位:人)

死亡災害	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24/H19増減率
商業	75	83	49	63	90	90	+20.0%
小売業	54	57	39	46	71	57	+5.5%
製造業	152	172	102	138	133	123	-19.0%
建設業	81	86	61	88	84	79	-2.4%
全業種	610	639	488	569	576	583	-4.4%

死傷災害の事故の型(商業・24年)



死傷災害の起因物(商業・24年)



労働災害発生事例(25年、松山署)

店舗外の売場で、リフトを使った積み込み作業の補助をしているとき、リフトとレジの間で作業中、リフトの車輪が足の上を通過した。	はさまれ フォークリフト
商品を棚に並べる作業中、棚の下段にある商品(砂糖14kg)を持ち上げた時に、腰にギクッと痛みが走った。	動作の反動 (腰痛)
冷蔵庫から青果の箱(パイナップル10個入り)を取り、出口から出ようとしたとき、足元にあった発泡スチロール箱につまづき転倒した。	転倒
精肉作業でスライサーによる加工作業終了後、スライサーに残った残材を取り除こうと手を出したところ、刃に接触した。	切れ 食品加工機械

小売業の災害の特徴と災害防止のポイント

不安全な行動が見過ごされている

➡ 危険要因の洗い出し
4S活動、リスクアセスメント、ヒヤリハット

労働者の安全意識の低下

➡ 安全教育の実施
作業手順書、マニュアル整備

類似災害の発生

➡ 本社・本部による水平展開

事業場全体での取組(取り組むために)

基本方針の策定

労働災害防止のために、事業場が一丸となって取り組むことが重要です。まずは、事業場の安全衛生の基本方針を策定し、従業員が常にそれを意識して行動できるようにしましょう。

基本方針の周知

基本方針を策定したら、すべての従業員に伝えましょう。朝礼での唱和、事業場内への掲示、従業員教育での学習などの方法があります。

トップが率先・行動

基本方針を策定したり、社長や店長が安全衛生の重要性を説明しても、行動が伴わなければ従業員には伝わらないかもしれません。社長や店長が安全衛生を直接指導するなど、トップが率先して行動することが重要です。

安全衛生活動のための体制づくり

安全衛生管理体制

- 安全衛生活動の中心となる責任者を明確にする。
- 労働安全衛生法では、事業場の労働者数に応じて、管理者等を選任することが定められています。

《安全衛生管理体制》

	1-9人	10-49人	50-99人	100-299人	300-999人	1000人以上
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	事業者	事業者 安全衛生推進者		事業者 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 総括安全衛生管理者 産業医 安全管理者 衛生管理者	
製造業(物加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業(百貨店、総合スーパー等)、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業						
その他の業種		事業者 衛生推進者		事業者 産業医 衛生管理者	事業者 総括安全衛生管理者 産業医 衛生管理者	

安全管理者等の職務 1

安全管理者

- 作業場を巡視し、設備、作業方法等危険の恐れがあるときは、直ちに、その危険を防止するための措置を講じなければならない。
- 事業者は、安全管理者に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

安全管理者等の職務 2

衛生管理者

- 少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者に健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、衛生管理者に衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

安全管理者等の職務 3

産業医

- 健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく措置
- 健康教育、健康相談等
- 労働衛生教育
- 労働者の健康障害の原因の調査等

労働者の健康管理等について、事業者に**勧告をすることが**できる。

少なくとも**毎月1回以上作業場を巡視**し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者に健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

安全衛生委員会等の活用・充実

- 労働安全衛生法では、安全委員会等の委員会を設置することが定められています。
- 委員会は、労使が協力して、安全衛生に関わる事項を決定、推進する役割を担っています。

労働安全衛生法において設置が必要な委員会等

労働者数	安全委員会	衛生委員会	意見を聞く機会
100人以上	1		
50人以上	2		-
50人未満	-		3

- 1 各種商品小売業(百貨店、総合スーパーなど)、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業
- 2 建設業、製造業、林業、運送業等
- 3 労働者の意見を聞くため、労使で構成する機会(例えば安全衛生懇談会)を設けるようにしなければなりません。(労働安全衛生規則第23条の2)

安全衛生委員会の要件1

委員の構成

総括安全衛生管理者又は事業を統括管理するもの
安全管理者
衛生管理者
産業医
労働者(安全衛生に関し経験を有するもの)

以外の委員の半数は、労働組合の推薦等に基づき指名すること。

安全衛生委員会の要件 2

調査審議事項

安全衛生に関する規定の作成
危険性又は有害性などの調査等

リスクアセスメントの実施

安全衛生に関する計画の作成、実施、評価、改善

年間安全衛生管理計画書

安全衛生教育

定期健康診断の結果に対する対策

健康診断の実施、事後措置

長時間労働の健康障害防止

労働時間の把握、面接指導の実施

労働者の精神的健康の保持増進対策

メンタルヘルス対策

安全衛生委員会の要件 3

その他留意事項

毎月1回以上開催すること
議事の概要を労働者に周知すること
記録を作成し、3年間保存すること。

安全衛生管理・活動のルールづくり

安全衛生管理規定の項目例

- ・安全衛生管理規程の目的
- ・管理者等の選任
- ・委員会等の設置
- ・安全衛生に関すること
- ・事業場内の安全の確保、職場環境の整備に関すること
- ・健康の保持増進などに関すること など

安全衛生委員会規程の項目例

- ・委員会の目的
- ・参加者・任期
- ・事務局
- ・審議事項
- ・議事録概要の伝達方法 など

安全衛生管理活動の計画的な推進

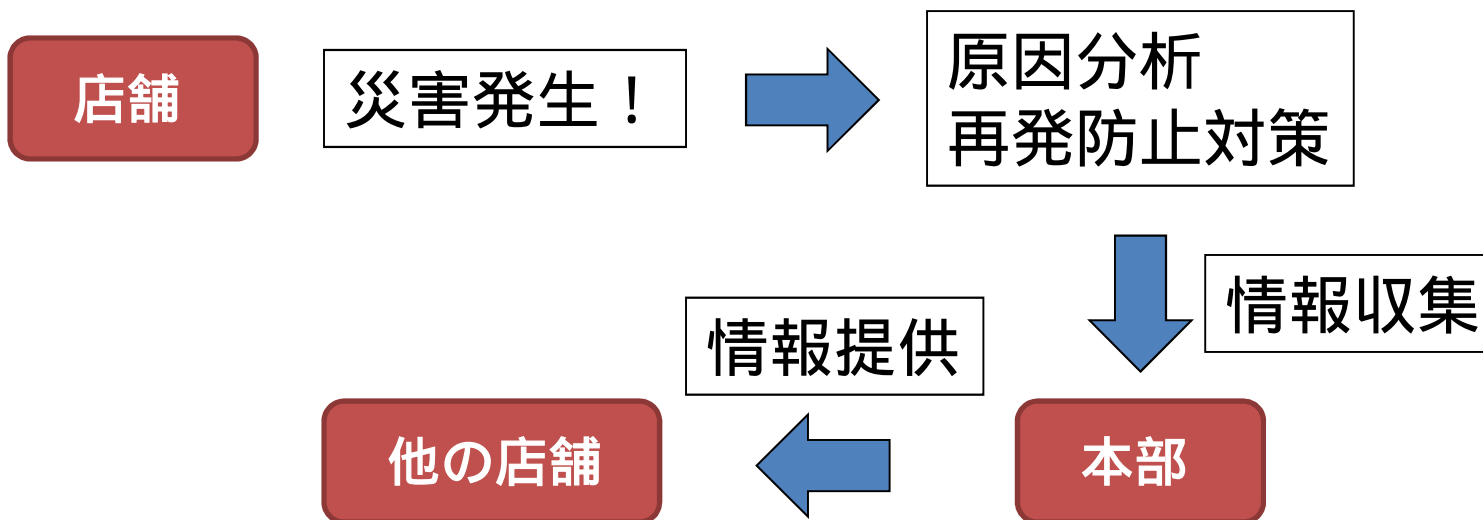
年間安全衛生管理計画

- 安全衛生活動を計画的に実施するため、**毎年、安全衛生管理計画を策定**する。
- 基本方針を定める(トップの方針)
- 盛り込むべき事項
 - 安全衛生委員会の開催
 - 設備やレイアウト、作業方法の改善、4S活動
 - 職場パトロール
 - 安全衛生教育
 - 健康診断、長時間労働、メンタルヘルス対策

安全衛生委員会で作成・進捗を審議！

本部による全社的な取り組み

労働災害情報の収集と対策の水平展開など



- 災害情報を共有し、類似災害を防止する。
- 安全衛生委員会の活性化を指導する。
- 安全衛生教育の援助。

労働災害防止活動の推進

4 S 活動の実施

4 S の効果

- 4 S (整理・整頓・清掃・清潔) + 躑
- 転倒 (つまづき、滑り)、転落、作業の反動 (腰痛) 防止に有効
- 作業効率 (生産性) の向上
- 作業者の意識の向上
- お客様の安全、店舗環境の向上
- サービスの品質向上

4 S 活動は全員で取り組みましょう。

労働災害防止対策の推進

リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して労働災害を未然に防ぐための手法

後追い型



先取り型

個人の経験・
能力依存型



組織対応型

法令遵守型



自主対応型

リスクアセスメントの実施とリスク低減対策の実施

《リスクアセスメントの流れ》

スタート

危険性又は有害性の特定

リスクの見積もり

リスクを低減措置の検討及び実施

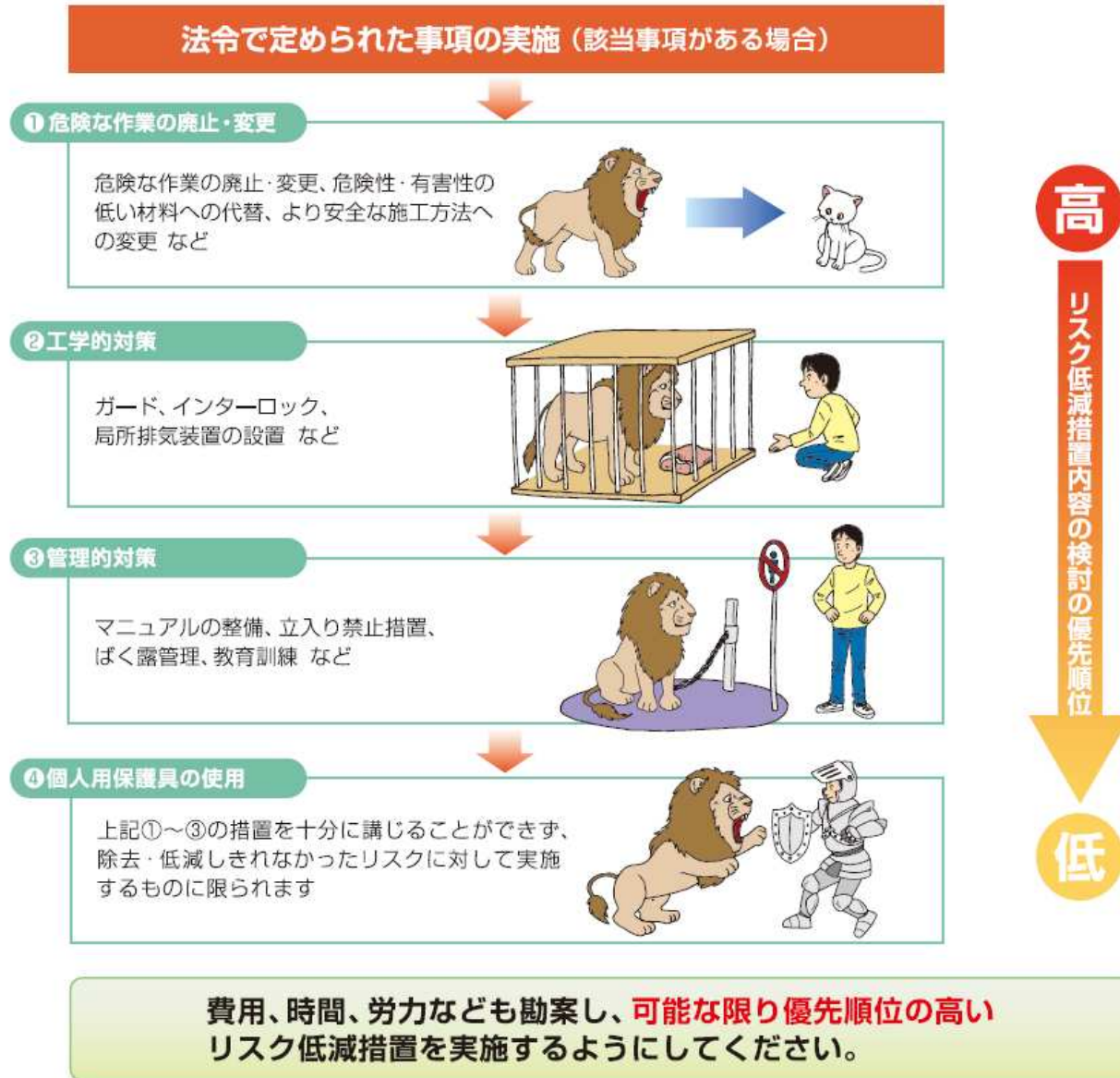
結果の記録

リスクの見積もり

		重篤度	負傷又は疾病の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	可能性が高いか 比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	I	
	可能性がほとんどない ○	Ⅱ	I	I	

リスク	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。	措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。	措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。 優先的に経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
I	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

リスク低減措置内容の検討の優先順位



従業員の安全衛生意識の高揚

安全衛生教育の実施

新規入場教育・作業内容変更時教育

管理監督者向け教育

安全大会など

毎日の朝礼

安全教育の実施

安全衛生教育実施のポイント

受講者の立場に立って教える

具体的に教える

理由を伝える

順序良く教える

外部専門機関を活用する

作業手順書の作成

作業の順序、内容を確認するための手順書を作業ごとに作成しましょう。
手順書を作成すれば、教育の際にも活用できます。

手順書の記載事項

作業名

作業手順

使用する設備・工具

使用する部品・材料

使用する保護具

作業に関して発生する可能性のある事故

事故の予防方法・対策

手順書作成のポイント

手順は1手順1項目

簡潔にわかりやすく

作業のコツがあれば併記する

危険を伴う作業は、注意事項も明記

なぜその作業を行うのかを付記

見える化の推進

転倒災害の防止

- 4 S の徹底
- 床面、通路は段差をなくし、滑りにくい構造に
- 水たまりや氷を放置しない
- 滑りにくい履物
- 階段の滑り止め、手すり
- 通路の確保、階段や出入口に物を置かない
- 行動前の確認、走らない
- 踏台、はしご、脚立の適正な使用
- 台車の適正な使用方法

安全パトロール

安全パトロールの実施方法

社長・店長などのトップが実施

委員会等の参加者が実施

他の職場との相互チェックにより実施

安全パトロールの観点

危険な行動を取っている人はいないか

事業場内、設備・装置は安全な状態となっているか

4Sはできているか

安全パトロール

安全パトロールでの指摘

些細なことも指摘する

問題を見つけたらその場で指摘する

従業員とともに改善策を検討する

指摘事項の水平展開

指摘事項を委員会等で情報共有する

他の職場でも同様の危険を改善する

その他の安全活動

危険予知活動

ヒヤリハット報告

資料

労働衛生管理

労働衛生の3管理

作業環境管理

作業環境中の有害因子の状態を把握して、良好な状態で管理する

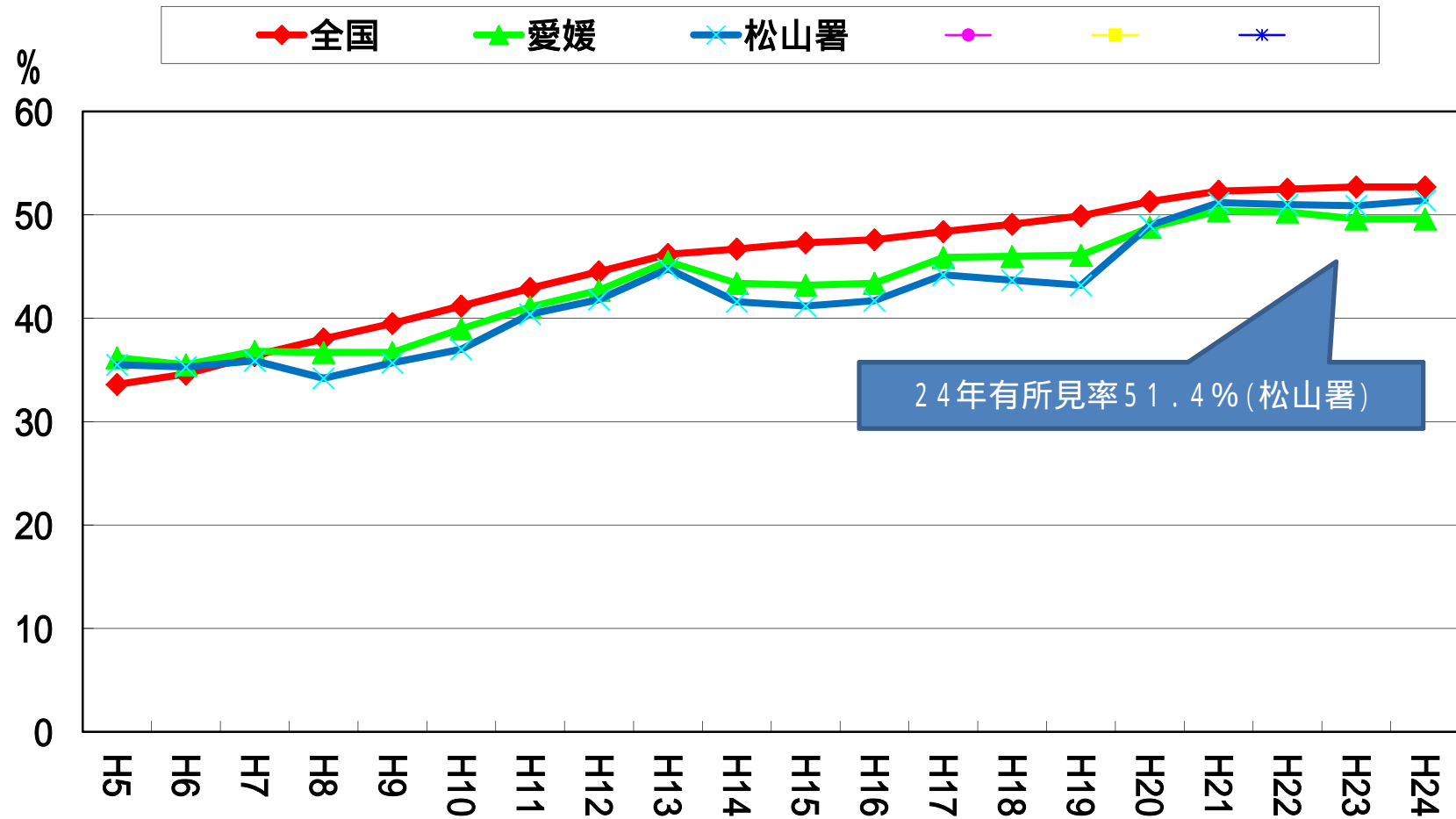
作業管理

有害要因のばく露や作業負荷を軽減するような作業方法を定め、適切に実施するよう管理する

健康管理

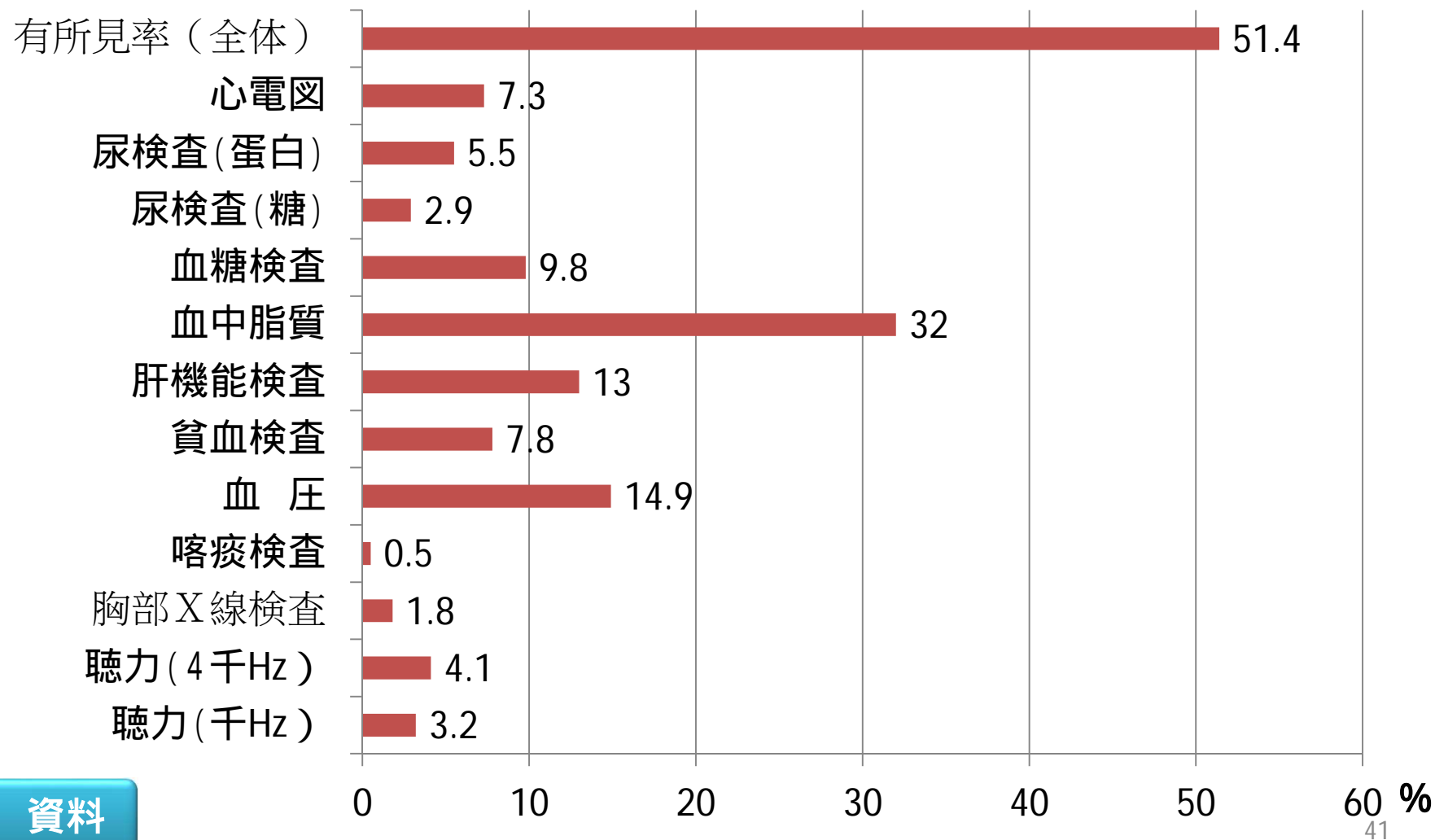
従業員の健康の状態をチェックし、適正配置を行ったり、異常を早期に発見したり、進行、悪化を防止したりする

一般定期健康診断結果 有所見率の推移



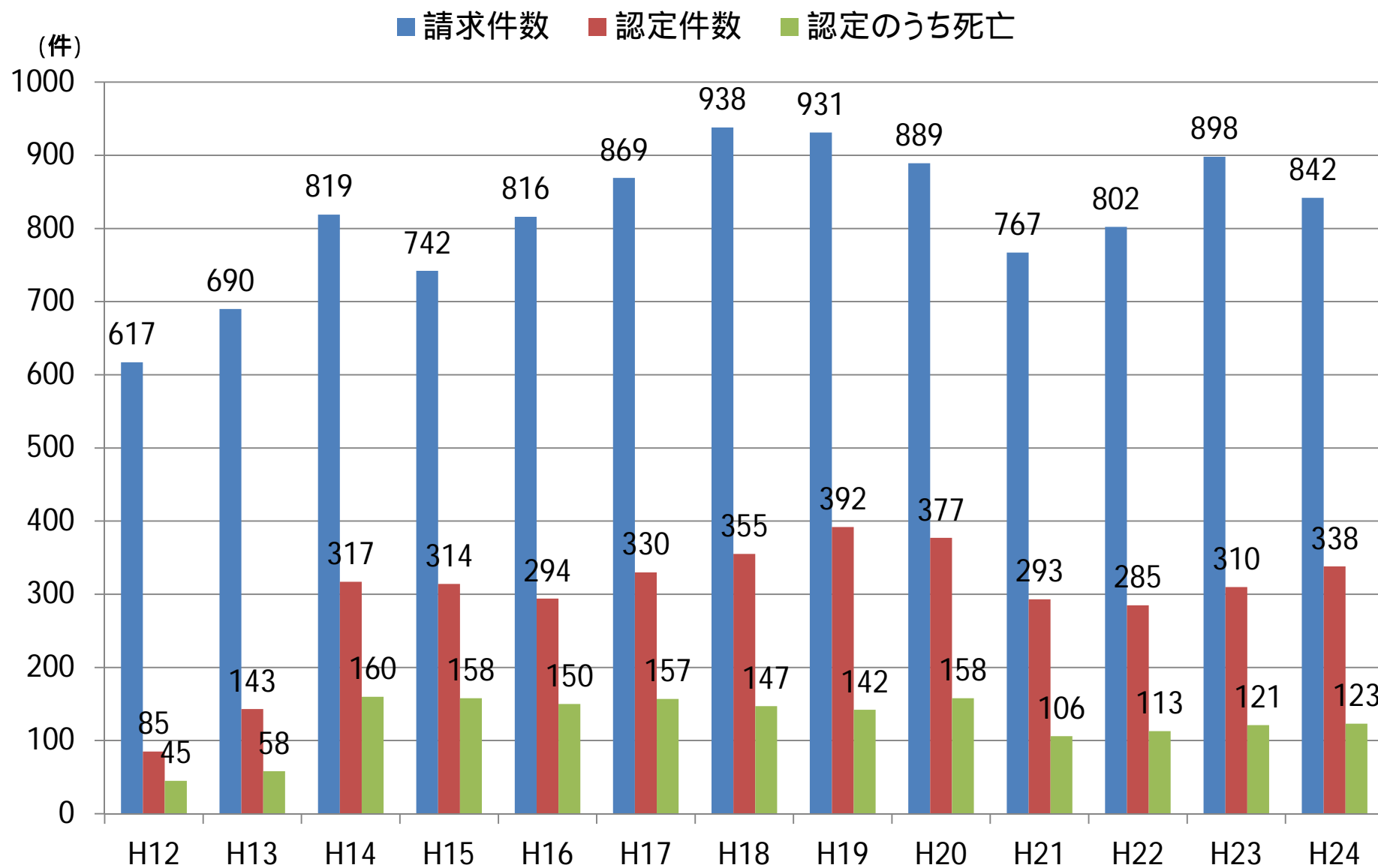
資料

一般定期健康診断結果 (有所見率H24)

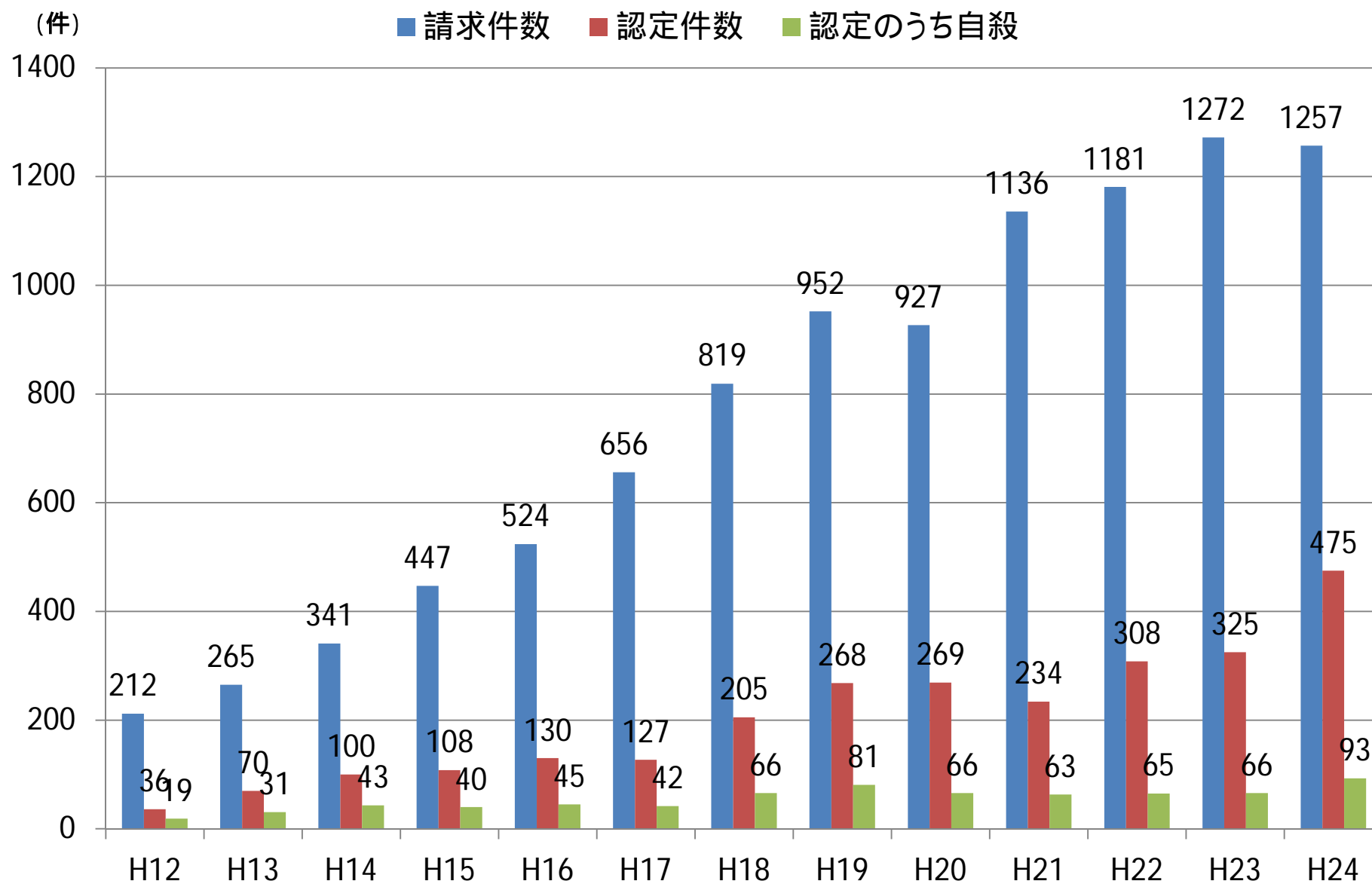


資料

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



一般定期健康診断

労働安全衛生規則第44条

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 - GTP）
- 8 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
- 9 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

資料

3, 4, 6, 7, 8, 9, 11 の項目については、一定の基準に基づき医師が必要でないとき認めるときは省略可

健康管理

労働者

健康診断(一般、特殊)
(安衛法第66条)

自発的健康診断
(安衛法第66条の2)

結果の判定(医師の診断)

(診断区分…異常なし、要精密検査、要治療等)

事後措置

医師等の意見の聴取(有所見者)

就業上の措置

(就業区分…通常勤務、就業制限、要休業等)

必要に応じて
保健指導

脳・心臓疾患に関連する一定の
項目に異常の所見がある場合

< 労災保険による >
二次健康診断等給付

二次健康診断

特定保健指導

過重労働による健康障害防止対策の強化

時間外労働と脳・心臓疾患

1. 脳・心臓疾患の危険性

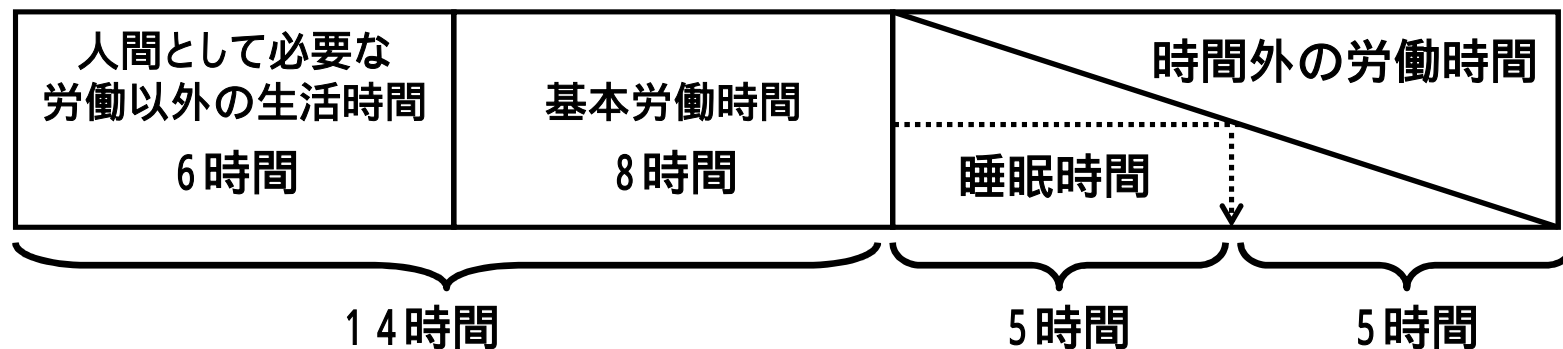
睡眠時間が5時間以下となると（6～8時間と比較して）

➡ 脳・心臓疾患の発症の危険性 1.8倍～3.2倍

月約60時間以上の時間外労働

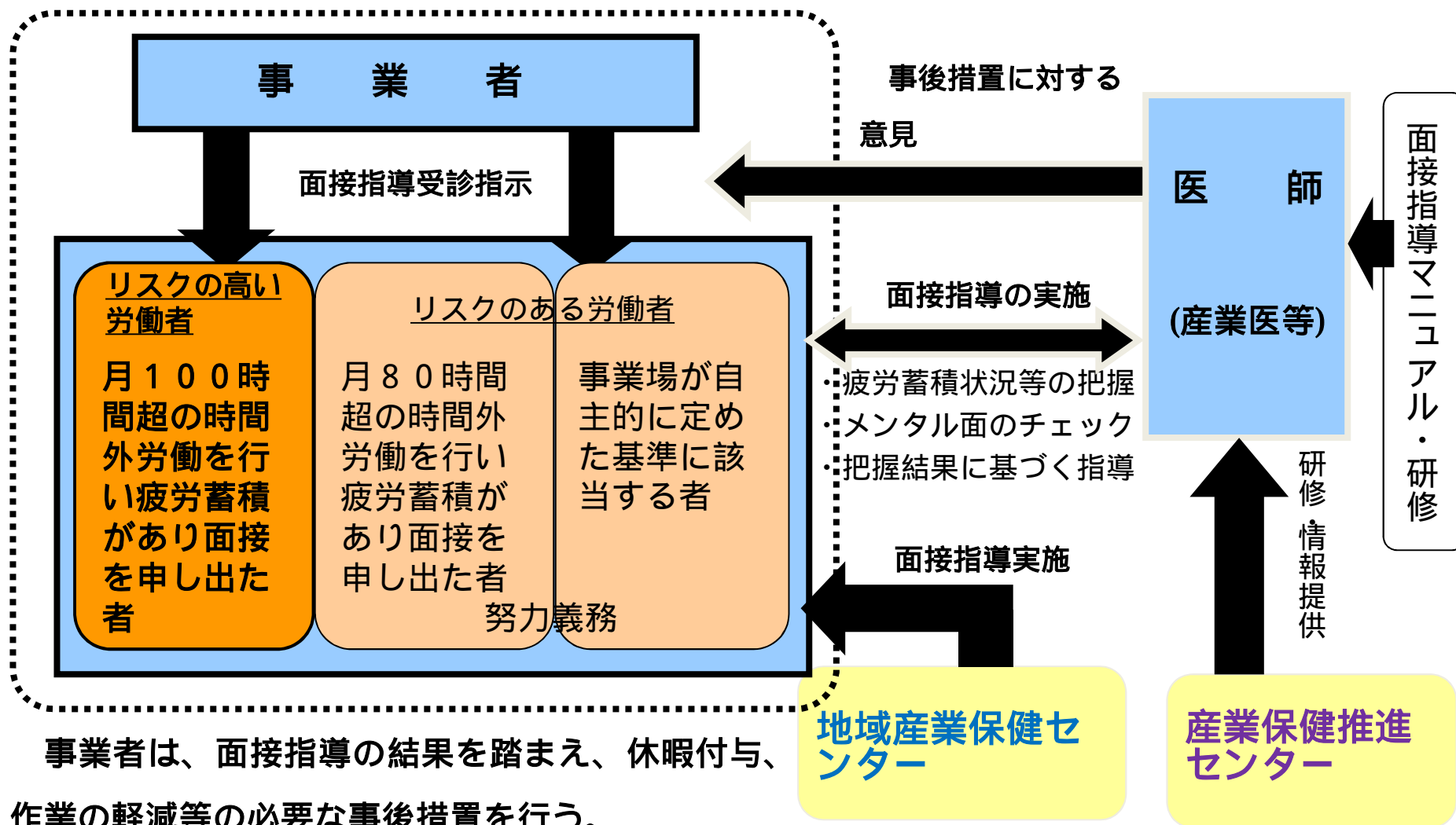
➡ 心筋梗塞の発症の危険性 2.4倍

2. 労働者の生活時間における時間外の労働時間と睡眠時間



$$5 \text{ 時間 / 日 (1日の時間外労働時間)} \times 20 \text{ 日 (1月の労働日数)} \\ = \underline{100 \text{ 時間}}$$

長時間労働者等に対する面接指導制度



効果

過労死・過労自殺等の未然防止、
早期発見・早期治療

職場における健康診断実施強化月間

期間：平成25年9月1～30日
(全国労働衛生週間準備月間)

対象：事業場

指導等の重点事項：

- ア 健康診断の実施徹底
- イ 健康診断実施後の事後措置の徹底
- ウ 小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

地域産業保健センター

(対象:50人未満の小規模事業場)

1. 特定健康相談

1. 健診実施後の医師の意見聴取への対応
2. 脳心臓疾患のリスクが高い労働者の保健指導
3. メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導

2. 長時間労働者に対する面接指導

(労働安全衛生法)

第19条の3 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(労働安全衛生規則)

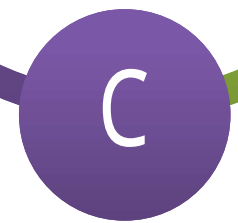
第15条の2 (1項 略)

- 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

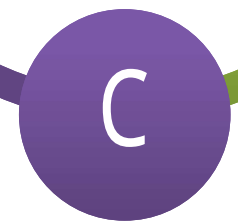
Plan
計画



Do
実施



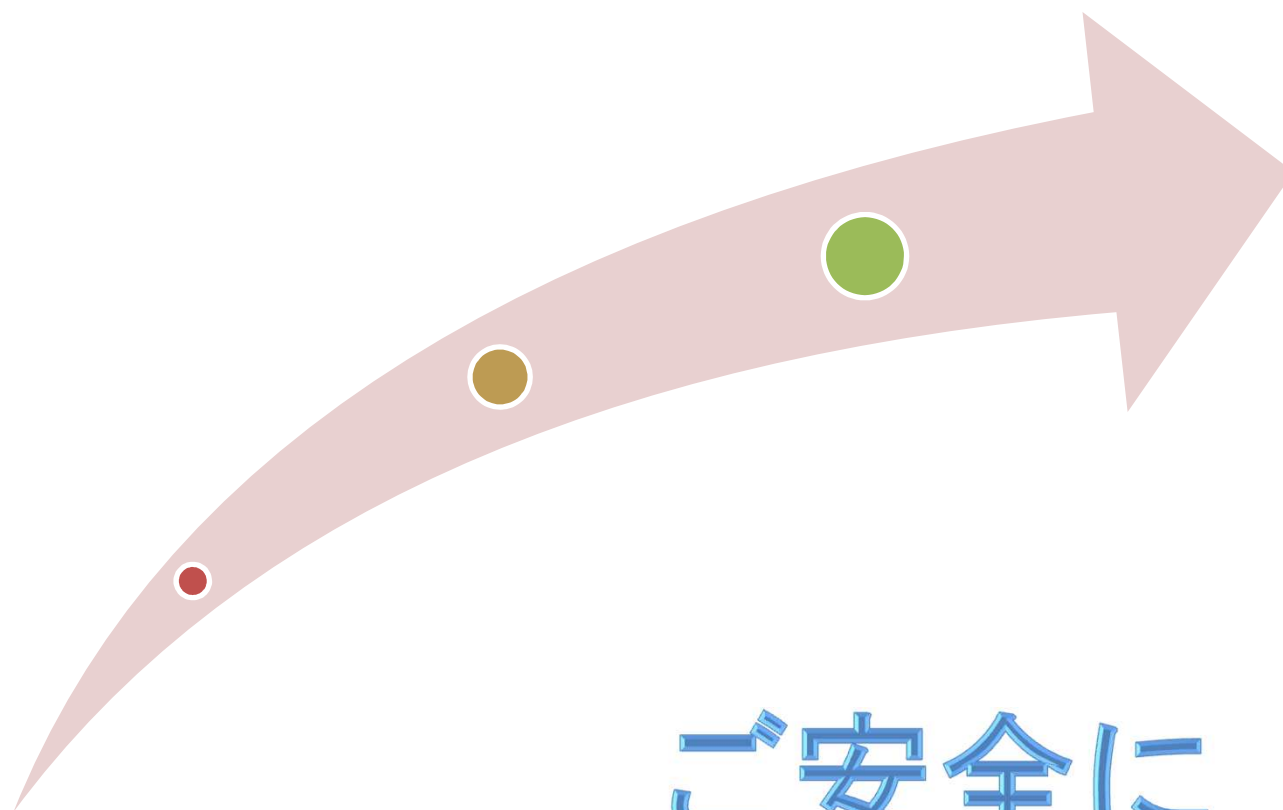
Check
評価



Act
改善



PDCAサイクルを回して安全水準の向上を



「安全に